

令和8年度新規就農希望者研修支援事業実施要項

I. 事業概要

仙台市内所在の認定農業者等（個人・法人）が新規就農希望者を研修生として受け入れる場合、認定農業者等に対して、研修生1人につき最長6か月間の研修受入に係る経費の一部を助成する。

II. 事業の要件

1. 研修先の要件（個人・法人）

- (1) 仙台市内に住所又は居所を有する認定農業者等であること。
- (2) 就農に必要な作物の栽培管理技術、経営ノウハウ等の農業生産に必要な実践的な研修を行うことができること。
- (3) おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること。
- (4) 市税の滞納をしていないこと。
- (5) 暴力団等と関係を有していないこと。
- (6) 市が作成する研修先一覧名簿への登載及び新規就農希望者への情報提供に同意すること。

2. 新規就農希望者（研修者）の要件

- (1) 本事業による支援終了後に市内で独立就農する強い意欲を有する者であること。
- (2) 国の新規就農者育成総合対策の就農準備資金の他、同様の資金の対象とならない又は対象となる予定がない者であること。
- (3) 過去に雇用就農支援事業（旧 新規就農・雇用就農支援事業（雇用就農））等で同様の研修を受けていないこと。

※年齢や、過去の農業従事経験の有無は問わない。

※自家消費用として栽培を希望する方は対象外。

III. 助成額

5,000円/日（4時間以上研修した日を対象とする）

ただし、予算の範囲内で研修者1人につき1か月あたり50千円を上限とし、最長6か月間とする。

なお、期間は年度内に限る。

IV. 研修先の募集

1. 募集期間

随時受付

2. 登録の申込み

別紙の申込書により担当課へメールまたは郵送で提出

【担当課】

仙台市経済局農林部農業振興課

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階（表小路仮庁舎）

・電話：022-214-7327

・メールアドレス：kei008130@city.sendai.jp

※受付後、担当課で研修受け入れ登録農業者一覧に記載し、登録済の通知をする。

3. 登録期間

認定農業者の場合、登録日から農業経営改善計画の認定有効期間。

認定農業者以外の農業者の場合、登録日から5年間。

V. 新規就農希望者（研修者）の募集

1. 募集方法

新規就農希望者の相談内容に応じて本事業の案内を行い、事業の活用を希望する場合は、別紙の履歴書を担当課に提出する。

2. 募集期間

随時受付

VI. 研修先とのマッチング

1. マッチング方法

新規就農希望者の希望に応じて、登録農業者一覧より選定した農業者とマッチングを行う。
マッチングは出来る限り現地で市が立ち合い行う。

2. マッチング後の手続

マッチングが成立した場合、登録農業者は、仙台市農林水産振興事業補助金交付要綱に基づく交付申請等の手続を行う。